

「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー」質問回答集(令和2年11月19日更新)

No.	Q	A
1.ステッカーの発行について		
101	ステッカーの発行はどこで行うのか	各業界団体の申請窓口となる県の担当部局において発行します。
102	業界団体の基準は	<p>原則、1～3のいずれにも該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 徳島県内で業種もしくは地理的つながり等により、複数の事業者が加盟していること。 2. 法人格を有する、もしくは定款等、活動報告、活動計画、役員名簿、会員一覧等により団体としての活動を確認することができること。 3. 以下の機能を有する団体事務局を有すること <ul style="list-style-type: none"> ・ステッカーの番号や発行先を管理する。 ・各店舗の取組状況の巡回を定期的に行う。 ・県からの連絡に対応することができる。 <p>該当するか不明な場合は、県危機管理政策課(088-621-2708)までお問い合わせください。</p>
103	団体事務局は代表の店舗等が行っていてもよいか (団体事務局として、店舗とは別に構えている必要があるか)	団体の事務局等に特に指定はありません。
104	商店街組合など、複数の業種、業態の店舗が加盟している団体も対象となるか	対象となりますが、NO.102の基準を満たすよう留意してください。
105	ステッカーを店舗に掲示したいが、今から団体を作った らもらえるのか。	これから、団体を組織する場合でも、NO.102の基準を満たすようであれば、対象となります。

106	コンビニやスーパー等、県内に複数の店舗を有する場合は、本社が事務局となって、各支店にステッカーを配布するようなことが可能か。	対象となりますが、NO.103の3の基準を満たすよう留意してください。 なお、統括する事務局は、各店舗においてそれぞれ感染拡大防止の取組を実践できているか確認いただき、実践できていない場合は、ステッカーを回収する等の対応をしていただくこととなります。
107	業界団体が存在するが、県内では本社のみが所属しており、かつ県内に複数の店舗を有する場合は、店舗数分ステッカーを配布してよいか	各店舗にステッカーを配布することは特に問題はありませんが、統括する業界団体の事務局は、各店舗においてそれぞれ感染拡大防止の取組を実践できているか確認いただき、実践できていない場合は、ステッカーを回収する等の対応をしていただくこととなります。
108	県内にグループ会社が複数ある場合、グループとして業界団体と見なすことは可能か。	親会社等事務局が責任をもって、各会社にガイドラインを遵守させることを条件に可能とします。
109	番号や団体名、店舗名は誰が記入するのか	県が業界団体に交付する際に、番号を記入します。 各店舗で掲示する際は、団体名、店舗名を記入してください。 番号と店舗の一覧は、県HPで掲示するため、後日、県に対し、提出していただきます。
110	ステッカーを再発行して欲しい (番号や店舗名を書き損じた、張り直したい、店舗名が変わった など)	悪用を防ぐため、書き損じたり、はがしたステッカーを交換する形で再交付することとします。 そのため紛失については、十分注意してください。
111	2つの業界団体に所属しているが、それぞれからステッカーをもらうことは可能か。	それぞれの業界団体で策定したガイドラインを遵守しているのであれば、可能です。
2.ガイドラインについて		

201	どのガイドラインを実践すればいいのか	各業種毎に策定されている感染拡大予防ガイドラインを実践いただくことになるが、策定されていない場合や、他のガイドラインが営業形態に即している場合は、当該ガイドラインを参考に各業界団体が作成してください。
202	どのような形で各店舗の実施状況を確認すればよいか	NO.201で示したガイドラインを元に、各業界団体ごとにチェックリストを作成し、当該チェックリストにより確認してください。
203	ガイドラインは全てを実践しなければならないのか	営業形態の都合でガイドラインの項目で実践できないものがあったとしても、十分な感染対策がとれていると業界団体が判断したものについてはステッカーを配布しても構いません。
204	十分な感染対策がとれているの判断基準は	どの業界においても、主に以下の点を実践できていることを確認してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・3密の徹底回避 (人と人の距離の確保(できれば2m)、換気の徹底、入場制限など店舗に人が集まりすぎないようにする取組の実施) ・店舗のこまめな清掃や消毒の徹底 ・来店客や従業員の体調管理(発熱がある来店客の入場をご遠慮いただく、発熱がある従業員を療養させる等) ・手洗いの徹底、マスクの着用推進 ・国の接触確認アプリ「COCOA」の導入促進や県の「とくしまコロナお知らせシステム」の導入
3.取組状況の巡回について		
301	ステッカーの番号について	ステッカーの右上に番号を記載する場所を設けており、 ハイフンの左側:業界団体共通の番号 ハイフンの右側:各店舗毎に通し番号 を記入します。 例:A業界団体「1-1」「1-2」「1-3」・・・ B業界団体「2-1」「2-2」・・・ 番号と発行先店舗名については、県HPに掲載するため、各業界団体が県に報告していただきます。

302	取組状況の巡回はどのようにおこなえばいいのか	業界団体が月に1度など定期的に巡回を行い、各店舗の取組状況を把握してください。 必要に応じて県と共同で実施することも検討しております。
303	すべての店舗を巡回するのか	複数回の巡回で、ステッカーを配布した店舗を巡回するようにしても構いません。
304	巡回等によりガイドラインが実践できていないことが発覚した場合は罰則はあるのか	罰則はありませんが、ガイドラインを実践するよう徹底してください。 改善が見られない場合は、ステッカーを回収していただき、県への報告をお願いします。
4.ステッカーについて		
401	ステッカーは各店舗1枚のみの配布か	原則1枚のみとします。 店舗で出入口が複数ある、別館がある場合は、主に会計を行う場所等、お客様の目につきやすい場所に掲示してください。 なお、バス・タクシー等、事業所ではなく、個別車両への掲示が望ましいもの等がありましたら、ご相談ください。
402	ステッカーの画像を、店のホームページやチラシに2次使用したい。	原則禁止とします。 ただし団体名や店舗名が記入され、業界団体から店舗に配布されたステッカーを掲示している様子などの写真は使用しても差し支えありません。 その際、県から認証を受けた、など誤解を招く表現は行わないようしてください。
403	ステッカー掲示店舗店として幟などのグッズを作成、掲示してもよいか。	業界の取組として実施していただくのであれば特に問題ありませんが、趣旨を損ねない範囲をお願いします。 具体的には、「当店は(業界ではなく)県が認定した「ガイドライン実践店」です！」といった内容は不可となります。
5.その他		

501	ステッカーを貼っている店舗がガイドラインを実施していない	このような報告が県にあった場合、県から各業界団体に連絡しますので、業界団体の責任において、確認、必要があれば是正をお願いします。 なお、是正の指導を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合は、ステッカーを回収していただき、県への報告をお願いします。
502	ステッカーの配布店舗は公表されるのか	業界団体からの報告を受けて、県HPで一覧にして掲示します。
503	ステッカーを貼っている店舗は安全な店舗として県が認定したことになるのか	この取組は、業界団体が一丸となって実施する取組を県が応援するものであり、県が各店舗を安全な店舗として認定するものではありません。 ただし、ステッカーを貼っている店舗は、感染拡大予防ガイドラインを実践している店舗であることから、県民の皆様にとっては、「安全で安心な暮らしにつながる」ものであると考えます。